

第4章 高齢者施策の推進

第1節 生涯現役社会の充実

1 生きがい就労の促進

(1) シルバー人材センター育成事業

高齢者が就労により生きがいを持てるよう、シルバー人材センターの新規会員数拡大・利用促進及び雇用創出の活性化を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	大津町シルバー人材センターに補助することによりシルバー人材センターの育成を行っています。
対象	公益社団法人大津町シルバー人材センター
手段	シルバー人材センターの管理運営費に対する補助を行います。
目指す姿	高齢者の働く場を提供し、追加的収入を得ることにより、生活の安定と生きがいづくりに寄与し、生涯現役社会の実現を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
会員数（人）	305	306	310	320	330	340
第8期までの達成状況	コロナ禍で、活動を自粛する高齢者も多い中、広報誌に掲載することでシルバー人材センターの周知ができました。また、会員数については新規加入者を獲得しながら維持できています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	毎年継続してシルバー人材センターによる会員拡大・維持のための後押しを行うことができました。就労により高齢者の生きがいづくり、健康の増進、介護予防にも寄与しています。
今後の方向性	就労支援コーディネーターと連携しながら会員数を増やし、高齢者の生きがいづくりにつなげていきます。
第9期中に達成する目標	会員数 340 人、新規の加入会員数 60 人、就業率 80%を目指し支援を継続します。

(2) まごころ生活支援事業

シルバー人材センターに登録している元気な高齢者（「シルバーささえ隊」）を、地域の担い手として「支える側」の役割をもつ機会とし、働く高齢者自身の生きがいをつくることと介護予防につなげていきます。

また、社会とのつながりを維持させるために、企業や社会福祉法人、NPO法人等とも連携を図りながら、更に高齢者が活躍できる場を創出するために、地域包括支援センター内に「就労的活動支援コーディネーター」を配置し、ノウハウを持った高齢者が福祉分野以外でも活躍できる仕組みづくりを構築していきます。

1. 事業の内容

事業概要	「シルバーささえ隊」が、日常生活に困っている高齢者宅を訪問し簡単な家事援助などのサービスを提供します。
対象	日常生活上の困りごとがある高齢者及び障がい者
手段	シルバーささえ隊が、町内の日常生活上の困りごとのある高齢者等の自宅を訪問し、軽度な家事や生活援助などのサービスを提供します。
目指す姿	地域での困りごとを地域で解決し、また、高齢者自身の生きがいづくりや、雇用創出を活性化します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
シルバーささえ隊 登録者 数(人)	47	51	55	60	60	60
年間延べ利用件数(件)	591	415	360	500	500	500
第8期までの達成状況	ゴミ出しや居宅の掃除等、簡単な家事援助を元気な高齢者が担うことで、高齢者の社会参加や自信の介護予防、また、地域の支援の担い手として活動ができます。					
その他事業効果	生きがい役割をもって生涯現役の実現ができる地域づくり活動の場の創出、高齢者の雇用促進ができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	住民や、民生員等関わる人への周知し、生活支援の利用につながりました。 灯油入れ等すぐに対応できるように制度を見直し利便性を向上させることができました。
今後の方向性	地域の担い手に関する啓発や高齢者の雇用拡大を図り、介護予防の支援事業としての体制を構築します。
第9期中に達成する目標	シルバー支え合い隊の登録者を増やす仕組みを検討し、更なる住民相互による支え合いの支援制度を構築していきます。また、生活支援コーディネーターと就労的活動支援コーディネーターが民間企業等を含めた高齢者の生きがいをつくる為の仕組みを作ります。

2 地域・社会活動の取組

(1) 老人クラブ補助事業

老人クラブの活動に対して補助金を交付することにより、老人クラブの運営を支援し、高齢者の知識や技術等を活かした地域貢献活動や健康づくり及び生きがいづくり活動を推進します。

1. 事業の内容

事業概要	単位老人クラブと老人クラブ連合会に補助することにより老人クラブの運営を支援します。
対象	単位老人クラブ及び大津町老人クラブ連合会
手段	老人クラブ活動に対して補助金を交付します。
目指す姿	老人クラブまたは同様の高齢者の集まりが町全域に広がり、どの地域に住んでいても高齢者が楽しみをもって健康づくりができる状態を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
老人クラブ加入者数（人）	550	506	410	410	410	410
第8期までの達成状況	加入者数は年々減少しているものの、補助金を活用して活動を行われています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	地域貢献活動や健康づくり活動が行われ、高齢者の介護予防を促進することができました。また、地域の重要な交流の場として活用されています。
今後の方向性	加入者数の減少の対策として、広報誌等を活用しクラブの活動状況を周知するとともに、クラブの運営の担い手確保のための策を老人クラブ連合会と連携しながら検討していきます。
第9期中に達成する目標	老人クラブの加入者数を維持します。

(2) 地域活動組織育成事業

地域には様々な得意分野を持った多様な人材が存在しています。それらの人々を発掘し、周りの人が支え、誰かに強制されるのではなく、緩やかにつながり、協力し合いながら活動していくことで地域が活性化されます。「個々の人材育成強化」「人材の総合交流とネットワーク化」「外部人材活用に対する支援」の三つの柱を実施します。

1. 事業の内容

事業概要	介護予防ボランティアの養成講座を開講し、地域でサロンや通いの場の運営やより身近で継続した支援ができる人材を育成し、住民主体による支援を行います。また町の介護予防事業の運営の補助業務に参加してもううことにより、高齢者の介護予防と高齢者の生きがいをつくることへの支援をします。
対象	町内在住で介護予防事業における支援活動や各ボランティア活動に興味がある人、すでにボランティアとして活動している人、また自身の介護予防活動を実践したい人
手段	講座を実施し、修了証及び修了証明書を発行する等、介護予防に関わる人材としての育成を行います。また、その後の活動の場を提供するとともに、継続したボランティア活動のための講座を実施していきます。
目指す姿	生活支援や介護予防の担い手となるボランティアを養成することで、自らの介護予防、住民主体による支援活動の育成、高齢者の生きがいをつくることへの創出を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
サポーター新規養成者数（人）	3	6	6	10	10	10
活動につながった割合（%）	30	46	21	30	30	30
第8期までの達成状況	通いの場など地域づくりの際のリーダー的人材となるように、ボランティアとしての具体的な技術指導及び意識改革啓発を進めるほか、「大津町介護に関する入門的研修」の研修内容に則したカリキュラムになるよう再構築を行い学生にも対象を拡大し人材育成に努めました。					
その他事業効果	夏休み期間に講座を実施し、医療、福祉を目指す高校生らが参加。通いの場やデイサービスを体験してもらい、将来の人材育成に努めました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	介護予防サポーター養成講座修了生による通いの場 3か所創設しています。
今後の方向性	介護予防サポーター養成講座修了生による地域活動組織育成の継続を行います。
第9期中に達成する目標	活動したいと考えている人に対して、定期的に講座を実施し社会参加しやすい環境を整備します。定年退職者に対しても趣味がボランティア活動のセカンドライフの充実を強化します。

(3) 介護予防専門職派遣事業

介護予防のためにはフレイル状態への対策が重要であると言われております。その解消には栄養状態と口腔機能、運動器の機能向上をバランスよく組み合わせてトレーニングすることが必要であると言われています。そこで、地域リハビリ広域支援センター等に協力及び専門的な支援を求めながら地域の住民と一緒に体制づくり等を積極的に行っていきます。

1. 事業の内容

事業概要	通いの場、サロン等地域で住民が自主的に集まり、DVD等活用しながら介護予防体操を行うにあたり、年2回の体力測定と、結果説明、インボディ測定と栄養士講話等の専門職派遣等を行うことで、住民による主体的な介護予防の活動の実施と地域づくりのきっかけの場となるよう支援するものです。
対象	おおむね 65 歳以上の高齢者
手段	①通いの場、サロン等地域で住民が自主的に集まり、DVD等活用しながら介護予防体操を行います。 ②理学療法士等による年2回の体力測定と、結果説明、インボディ測定と管理栄養士講による講話等を行います。
目指す姿	介護予防を目的に自主活動を行っている団体にリハビリテーション専門職等を派遣し、適切な運動内容の助言や運営内容の助言を行い住民の通いの場を充実させること並びに町全域に広がることを目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
通いの場実施数 (箇所)	19	23	23	36	36	36
通いの場参加者 数 (人)	244	292	292	800	800	800
第8期までの 達成状況	令和2年度から開始した地域アップリハ事業においてコロナ禍もあったために令和2年～4年にかけて4地区実施し4地区ともサロンや通いの場、ミニデイサービスに移行しました。					
その他事業効果	ミニデイサービスを起点に通いの場を進めていくことで通いの場の周知を図ることを行っています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに 解決した課題	地域アップリハ事業と地域リハ広域センター派遣事業を組み合わせながら通いの場の創設につながりました。
今後の 方向性	町全域の通いの場において、理学療法士等による年2回の体力測定と、結果説明、インボディ測定と管理栄養士講による講話等を行います。

第9期中に達成する目標	通いの場において、理学療法士等による年2回の体力測定と、結果説明、インボディ測定と管理栄養士による講話等を行うことにより住民の通いの場を充実させること並びに町全域に広がることを目指します。(36か所、800人、人口1万人におおむね10カ所、高齢者人口のおおむね1割)
-------------	---

(4) 敬老事業

町内の100歳到達者へ敬老祝い金を贈呈し、町民の敬老意識と健康志向の向上を啓発します。

1. 事業の内容

事業概要	100歳到達者へ敬老祝金を贈呈し、広報でお祝い記事を掲載します。
対象	100歳到達者
手段	内閣総理大臣からの表彰状と銀杯の贈呈にあわせて、町からは祝い金(5万円)を贈呈します。
目指す姿	長寿を祝い、町民の敬老意識と健康志向を高めます。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績			計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
100歳到達者(人)	12	12	24	-	-	-
第8期までの達成状況	各年度、対象者に敬老祝金等を贈呈し、広報で100歳到達者の長寿を祝うことができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	100歳を迎えた方に敬老祝金等を提供することができ、長寿を祝うことができました。
今後の方向性	今後も広報に掲載し、健康志向の啓発につなげていきます。
第9期中に達成する目標	健康の秘訣などのインタビューを加えるなど広報の記事を充実させ、町民の興味を引く内容にしていきます。

(5) 金婚表彰事業

結婚 50 周年を迎える夫婦を祝福し、記念式典を開催し記念品を贈呈します。

1. 事業の内容

事業概要	熊本日日新聞社と共に金婚夫婦表彰式を開催し、記念品を贈呈します。				
対象	結婚 50 周年を迎える夫婦				
手段	熊本日日新聞社が表彰状と記念品を贈呈することにあわせ、町で式典を開催し、町からも記念品と記念写真を贈呈します。				
目指す姿	互いの健康と長寿を喜び、さらなる健康意識の向上を目指します。				

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績			計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
参加組数（組）	39	56	40	65	65	65
第8期までの達成状況	各年度、文化ホールで記念式典を開催しました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	記念式典を開催するとともに町内の写真館2社で利用できる記念撮影割引クーポンの贈呈を行いました。
今後の方向性	今後も記念式典を開催し、継続して金婚を祝福していきます。
第9期中に達成する目標	申し込み漏れがないよう周知し、多くの夫婦に参加していただくことを目指します。

(6) 楽善ふれあいプラザ指定管理委託

介護予防拠点施設である「大津町楽善ふれあいプラザ」をより多くの町民が安全に利用できるよう、施設の管理を行います。また、地域交流の場としての活性化を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	大津町楽善ふれあいプラザの指定管理委託
対象	大津町楽善ふれあいプラザを利用する町民や地域住民

手段	社会福祉法人白川園に指定管理委託することにより実施します。					
目指す姿	指定管理者が適切な施設管理運営を行うことにより、介護予防拠点施設としての目的と地域交流施設としての活用を図ります。					

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
介護予防事業開催数（回／年）	17	46	48	48	48	48
利用者延べ人數（人）	23,127	18,498	20,000	20,100	20,200	20,300
第8期までの達成状況	コロナ禍で3B体操や太極拳などの介護予防事業を開催できなかった時期もありましたが、4年度以降は平常どおり開催しました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	空調設備改修工事や備品購入、トイレ改修工事等を行い、快適に使用できる施設として維持できています。
今後の方向性	指定管理者の特色を生かした介護予防事業、地域交流事業の展開をお願いし、モニタリングを行い適切な運営状況を確認してきます。また、修繕等については個別施設計画に基づき行なっていきます。
第9期中に達成する目標	指定管理者による介護予防事業、地域交流事業の展開を支援し、利用者の増加を目指します。

3 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業

現在の医療保険制度は、年齢が75歳に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度や社会保険制度等から、後期高齢者医療制度へ移行しますが、この結果74歳までの保健事業と介護予防事業を継続的に実施することができないということが課題となりました。このため、令和2年4月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、国により、高齢者の保健事業と介護予防事業を市町村が一体的に実施するための体制が整えられました。

本町においても、高齢者が住み慣れた地域で安心して健康の保持増進を図り健康寿命を延伸することを目標として、健康保険課、介護保険課の庁内関係課及び関係団体との連携のもと令和3年度から、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組んでいます。

(1) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

健康診査・保健指導等の結果に基づき、対象者を抽出し管理栄養士等専門職による訪問指導等を実施します。また、切れ目のない医療・介護サービスの連携、通いの場等を利用した相談・健康教育の普及活動を行い、町民の健康寿命の延伸を目指します。

1. 事業の内容

事業概要	健康診査・保健指導の結果に基づき抽出した対象者や健康状態不明者への訪問等による個別指導を実施し、必要な人を医療・介護サービスへつなぎます。
対象	町内 75 歳以上の高齢者
手段	町内 75 歳以上の高齢者に対して、健康診査・保健指導の結果に基づき、対象者を抽出し、ハイリスク対象者へは、管理栄養士等専門職による訪問保健指導及び状態把握を行います。また、介護予防把握事業や後期高齢者のデータベースを活用した健康状態不明者の把握を行い、医療・介護サービスへつなぎます。
目指す姿	データから抽出されたハイリスク者・健康状態不明者の状態把握を行い、医療・介護サービス等適切な支援へのつなぎを行います。また、通いの場等介護予防事業を利用した相談事業、健康教育等の普及活動といった医療と健診、介護予防事業を一体的に取り組み健康寿命の延伸を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ハイリスク該当者の内支援数の割合 (%)	73.6	80.4	80.5	75	80.5	81
改善率 (%)	70.6	94	94	71	95	96
第8期までの達成状況	・データの取りまとめに関して、健康保険課と連携しながら、KDB や特定健診等データ管理システム等を使用し、健診結果経年表や指導用教材等を作成しました。 ・必要に応じて、介護保険申請及びもの忘れ相談へつなぎ、介護予防事業（健康教室）や就労支援等にもつなぐことができました。					
その他事業効果	・ミニデイや通いの場等においてポピュレーションアプローチを行い、生活習慣病の重症化予防やフレイル予防の周知・啓発につなげることができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	令和3年度から事業を実施。ハイリスク対象者、健康状態不明者に対して訪問指導を実施。医療サービスへつなげることができました。
今後の方向性	切れ目のない医療・介護サービスの連携、介護予防事業を利用し、市民の健康寿命の延伸を目指します。
第9期中に達成する目標	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査や保健指導等の結果からわかる町の特徴を受診勧奨に活かし、健診の啓発を行います。 ・ポピュレーションアプローチ及びハイリスク対象者へ、町の各種事業を案内し、継続的にフレイル予防に努めます。 ・健康状態不明者に対し、現在の状況を KDB 等活用しながらフォローしていきます。

第2節 地域包括ケアシステム構築の深化・推進

1 自立支援に向けたケアマネジメントの充実

(1) 自立支援、重度化防止等の推進について

地域包括ケアシステムの構築を進めるにあたり、民生委員や自治会等の地域の支援者・団体や、専門的視点を有する多職種を迎える「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」及び「政策の形成」「介護支援専門員の実践力向上」の6つの機能を有する地域ケア会議により、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を行います。

1. 事業の内容

事業概要	保健医療と福祉に関する専門職や支援者により、高齢者個人のケース検討を行い、高齢者自身の自立支援や地域課題の解決を検討する場です。
対象	高齢者、支援に関わる専門職等
手段	月1回、高齢者を支援する関係者が集まりケースの検討を行います。また、週1回、サービス導入の可否決定とあわせて、自立支援のためのケア会議も実施しています。
目指す姿	高齢者個人に対する支援の充実と社会基盤の整備により、地域で尊厳ある、その人らしい生活の継続を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ケース検討数(件)	187	115	127	128	128	128
認定率(%)	18.8	18.67	18.66	19.00	19.00	19.00
第8期までの達成状況	コロナ禍のために、オンライン会議を取り入れ、会場参加者とハイブリッド型で実施しました。また、多職種の意見を伺い「個別課題の解決」に取り組みました。					
その他事業効果	民生委員と介護支援専門員とで意見交換を行い、ネットワーク構築を行いました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	多職種の意見を伺い「個別課題の解決」に取り組みました。コロナ禍でなかなかできておりませんでしたが、民生委員と介護支援専門員との交流会として意見交換を行いお互いの仕事を確認することができました。
今後の方向性	ケース検討によって「個別課題の解決」を行うのみならず、更に地域課題の明確化、資源開発や地域づくりの新たな取り組みにつなげる仕組みづくりを強化します。
第9期中に達成する目標	個別課題に応じ、高い専門性を有する専門職に参加を要請することで、更なる自立支援を目指したケアマネジメント向上を図る。 地域ケア個別会議から「地域課題」を「地域資源」に変えていくける地域ケア推進会議を強化します。

2 介護予防の推進と生活支援体制の整備

(1) 訪問型サービス事業（訪問介護相当サービス）

介護予防訪問介護と同等のサービスで、身体介護・生活援助等の専門的なサービスを必要とする場合においての日常生活の支援を継続して実施していきます。

1. 事業の内容

事業概要	要支援認定者・事業対象者の居宅に、訪問介護員等が訪問して、身体介護や掃除、洗濯等の日常生活の支援を提供することで、高齢者の自立した生活の援助等を行い、その家族の負担軽減を図ります。
対象	要支援認定者・事業対象者
手段	訪問介護員等が訪問し、身体介護や掃除、洗濯等の日常生活の支援を提供します。
目指す姿	自立した生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な負担軽減を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
延べ利用者数(人)	679	721	714	692	670	648
維持・改善率(%)	98.5	58.3	60.0	65.0	65.0	65.0
第8期までの達成状況	高齢者ホームサポートやまごころ生活支援事業などの事業への移行は担い手不足や対応困難もあり移行者の増加までには至っていない状況です。					
その他事業効果	訪問介護員の職員が不足しているので、訪問介護職員の養成が必要であり、ホームサポート事業へつなげる必要があります。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	介護支援専門員への事業の説明を行います。
今後の方向性	生活援助のみについては、高齢者ホームサポートやまごころ生活支援事業などの事業へ移行します。
第9期中に達成する目標	介護支援専門員との共通の理解を図り 生活援助のみについては、高齢者ホームサポートやまごころ生活支援事業などの事業へ移行することを目指します。

(2) 高齢者ホームサポート事業（訪問型サービスA）

身体介護以外の掃除・洗濯等の生活援助サービスで、町内の訪問介護サービス事業所に委託し実施しています。

1. 事業の内容

事業概要	要支援認定者・事業対象者の居宅に、高齢者ホームソーターが訪問して、掃除、洗濯等の日常生活の支援を提供することで、高齢者の自立した生活の援助等を図るとともに、その家族の苦労の軽減を図ります。
対象	要支援認定者・事業対象者
手段	高齢者ホームソーターが訪問し、掃除、洗濯等の日常生活の支援を提供します。
目指す姿	自立した生活の援助、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的・精神的な苦労の軽減を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	72	51	67	70	70	70
認定率（%）	18.8	18.67	18.66	19.00	19.00	19.00
第8期までの達成状況	事業所内で担い手が確保できず、委託先が3事業所から2事業所となった。事業所との意見交換会を実施しています。					
その他事業効果	訪問介護員の職員が不足していることから、シルバー人材センターに委託している「まごころ生活支援サービス事業」へ、簡単な支援の内容は移行することができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	介護に関する入門的研修を実施し、本事業の担い手を育成する仕組みを構築しました。
今後の方向性	介護に関する入門的研修を実施し高齢者ホームソーターの担い手を創出します。
第9期中に達成する目標	介護に関する入門的研修を実施し、高齢者ホームソーターの増員を目指します。

(3) 通所型サービス事業（通所介護相当サービス）

介護予防通所介護と同等のサービスで、住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、第9期でも日常生活の支援や日常生活動作訓練を指定事業所において提供します。

1. 事業の内容

事業概要	指定事業所において、要支援認定者・事業対象者に対し、生活指導や日常動作訓練を提供することで、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ります。
対象	要支援認定者・事業対象者
手段	通所の方法により、生活指導や日常動作訓練を提供します。
目指す姿	自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	1,251	1,340	1,317	1,251	1,186	1,121
維持・改善率（%）	98.3	52.3	55.0	60.0	65.0	65.0
第8期までの達成状況	通所型サービスA（介護予防はつらつ元気づくり事業）や通所型サービスC（ほりだし健康教室）などへの移行について、周知不足やサービス内容の不十分さもあり移行者の増加までに至っていない状況です。					
その他事業効果	総合事業対象者が引き続き同等のサービスを利用する場合に、要支援認定を受けることなく利用することができ、調査にかかる費用を削減することができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	新規認定者の利用サービスについて、まず通所型サービスAや通所型サービスCの利用を検討する流れができました。
今後の方向性	利用者やケアマネジャーに対し、通所型サービスAや通所型サービスCなどの事業を周知徹底し、それらの事業への移行を加速させます。
第9期中に達成する目標	地域ケア会議等で検討しながら通所型サービスA及び通所型サービスCへの移行を行います。

(4) 介護予防はつらつ元気づくり事業（通所型サービスA）

住み慣れた地域で自立した生活が維持できるよう、第9期でも日常生活の支援や日常生活動作訓練を委託事業所において提供します。

また、身体機能維持のためリハビリに特化したプログラムを提供したり、利用者の生活サイクルや身体状況に合わせ短時間の通所が可能な事業所を増やしたり、より利用者のニーズに合わせた事業展開をしていきます。

1. 事業の内容

事業概要	委託事業所において、要支援認定者・事業対象者に対し、生活指導や日常生活動作訓練を提供することで、自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上を図ります。
対象	要支援認定者・事業対象者
手段	生活指導や日常生活動作訓練を提供します。
目指す姿	自立的生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持向上等を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
延べ利用者数(人)	1,156	1,004	819	1,000	1,000	1,000
認定率(%)	18.8	18.67	18.66	19.00	19.00	19.00
第8期までの達成状況	当事業の利用により、自立促進や重度化予防、認知症予防につながり、効果的な介護予防につなげています。					
その他事業効果	本事業に参加することで、生活習慣の確立や仲間づくりによる精神面の安定が図られています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	短期集中型サービス事業（サービスC）の実施後の受け皿の役目を果たしています。
今後の方向性	通所介護相当サービスの代替となるサービスとして、利用者を増やす。また、サービスの卒業及び地域に帰るために改善率を上げます
第9期中に達成する目標	要支援1・2の利用者の増加及び改善率の上昇を目指します。

(5) ほりだし健康教室（短期集中通所型介護予防事業（通所サービスC））

運動機能、栄養状態、口腔機能などが低下した要支援者・事業対象者に対して、短期間、集中的に機能改善に向けた指導を行うことで、健康寿命の延伸をめざします。

また、地域の介護予防事業の実践へ向けて自主的活動を実践できるよう個々人への支援を行います。

1. 事業の内容

事業概要	3ヶ月間集中的に運動機能、身体状況の評価を行い、高齢者が主体的に運動習慣を継続できるよう専門職との連携を図ります。終了後は地域の自主活動や個々人に必要なサービス利用のための支援を行います。				
対象	要支援者・事業対象者（おおむね 65 歳以上の高齢者で基本チェックリスト等により支援が必要とされたもの）				
手段	年間を通して教室を実施し、各クール毎に運動機能、栄養状態、口腔機能などの評価を行います。				
目指す姿	身体機能の低下・悪化を早期に発見し、フレイル状態や閉じこもり、認知機能低下の改善を図ることで、健康で安心して暮らすことができるよう努めます。				

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
参加者数（人）	47	64	60	60	120	120
維持・改善率（%）	63	67	80	80	80	80
第8期までの達成状況	実施前後に身体・心理評価を行い、高齢者が主体的に運動習慣を継続できるよう専門職と連携を図りフレイル予防や閉じこもり防止につなげました。また終了後は、地域の自主活動や個々人に必要なサービス利用につなげています。					
その他事業効果	教室参加により、運動の習慣化や仲間づくりが期待でき、閉じこもりがちな高齢者の精神面の安定につながっています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	教室参加前後に身体・心理評価を行い、個人の状態把握を行い、状況に合わせた各種サービス導入等の早期介入することができます。また終了後は、個人に応じ住民主体の介護予防活動（通いの場、ミニデイ、サロン等）につなげることができました。
--------------	---

今後の方向性	教室参加前後の身体・心理面の評価を行い、受講中から個人の状態に合わせ地域の自主活動や各種サービス利用のための支援に努めます。
第9期中に達成する目標	基本チェックリスト等により対象者の抽出を行い、定期的に教室へ案内し、フレイル予防や閉じこもり防止につなげ、健康寿命の延伸を目指します。また教室終了後、継続して利用可能な地域での活動の場が少ないため、受け皿となる場づくり等の検討を行います。

(6) 介護予防把握事業

高齢者が自身の体力や身体機能について理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組む高齢者を増やすため、75歳以上の高齢者に対して郵送による介護保険等の情報提供・基本チェックリスト等の問診票配布を行います。

本事業によって把握・抽出された高齢者へのアプローチを行い、健康課題の解決に向けた支援を行います。

1. 事業の内容

事業概要	自分の体力等を評価する機会を持つことで、高齢者自ら健康づくりに積極的に取り組むきっかけを提供します。
対象	①65、70、75歳節目にあたる高齢者（介護保険、前期高齢、後期高齢の節目） ②75歳以上の高齢者（介護認定者を除く）
手段	65歳以上の高齢者に基本チェックリスト等を郵送し回収します。 ※各年度で対象者選定を行い、抽出し郵送します。
目指す姿	高齢者が自身の体力や身体機能について理解し評価を行うことで各種介護予防事業へ積極的に取り組めるようにします。また、抽出することで必要な高齢者への訪問等を適切に実施し、フレイル状態や疾患の重症化、ハイリスク対象者となることを未然に防ぎます。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
節目の対象者数(人)	1,072	1,032	1,050	1,050	1,050	1,050
節目の参加率(%)	53	43	55	55	55	55

第8期までの達成状況	コロナ禍でもあった為令和4年度9月より介護予防健診（節目健診）を再開しました。65歳からの健康づくり、介護予防に取組む動機づけを行っています。
その他事業効果	高齢者支援として、各種教室に案内し、介護予防の介入を行っています。

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	節目健診において、保健師や管理栄養士、運動指導士等による講話を実施することで健康づくりの視点を持ち介護予防に取組む動機付けになりました。
今後の方向性	インボディ測定の経年的結果や基本チェックリスト等の結果等を元に、介護予防事業及び必要なサービスにつなげます。また軽度認知障害の早期発見やフレイル状態にある高齢者を抽出し、早期に介護予防につなげます。
第9期中に達成する目標	第8期までは節目健診において体力測定を実施してきましたが、第9期においては、インボディ測定と専門職による結果説明及び講話をを行い、住民が健康づくりの視点を持ち、自ら介護予防を目指すことができる様に支援します。

(7) 介護予防普及啓発事業

地域の公民館や介護予防拠点施設等で介護予防の体操等を住民主体で実施することで、積極的に健康づくりや介護予防に関心を持ち、生きがいをつくる場につながるよう支援していきます。また、地域での身近な施設で実施することで、高齢者が日常的に健康づくりを意識できる等の魅力的な取り組みを推進していきます。

1. 事業の内容

事業概要	住民が介護予防に関する知識を習得する場として、様々な形態での一般介護予防事業を実施します。また参加し人と関わることで、より積極的にフレイル予防や健康づくりに取り組むことができます。
対象	おおむね65歳以上の高齢者
手段	①地域の公民館等での介護予防型ミニデイふれあい事業 ②介護予防拠点施設での一般介護予防事業（3B体操、太極拳、出前講座等） ③フレイル予防の視点に基づいた教室等を、年間を通して実施し、事業対象者や介護保険軽度認定者への事業展開を行います。

目指す姿	高齢者が地域の公民館等で介護予防に関する取り組みや生きがい活動に参加し、より積極的に自身の体や健康について理解し介護予防に取り組むことが出来るようになります。					
------	---	--	--	--	--	--

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ミニデイ開催地区（箇所）	26	26	26	26	26	26
月平均登録者数（人）	281	288	288	300	300	300
第8期までの達成状況	ミニデイは現在 26 地区となり、各地区で介護予防拠点として展開し、積極的に健康づくりや介護予防に関心を持ち、生きがいづくりをつくる場として取組みました。					
その他事業効果	地域づくりの活動を行う場づくりに努めることができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	身近な公民館や介護予防拠点施設等で介護予防の体操等を実施することで、フレイル予防や健康づくりにつなぐことができました。
今後の方向性	ミニデイが現在 26 地区、通いの場が 20 箇所で実施。すべての地区ではまだ網羅出来ていないため、今後も創設を検討していきます。
第9期中に達成する目標	各地域に徒歩で通うことのできる介護予防の提供できる場を増やす。また、一般介護予防事業の場を活用し、高齢者の疾病予防、フレイル予防に関する地域啓発等を関係する専門職と共に実施します。

(8) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターが高齢者の困りごとや地域の課題を多様な関係者で組織される協議体で解決策等を協議します。また、就労的活動支援コーディネーターを配置し、民間企業や団体等と協力して高齢者の有する能力を生かすことができる場や仕組みを創出し、課題解決と高齢者の生きがいや社会参加を推進します。

1. 事業の内容

事業概要	多様な関係者で組織する協議体において地域の課題やそれに係る解決策等について協議し、新たな資源開発等を推進します。
対象	住民、施設等
手段	生活支援コーディネーターと就労的活動支援コーディネーターを配置します。地域の関係者（包括、社会福祉協議会、保険者、関係課等）で組織する協議体（名称：地域福祉推進会議）で地域の課題を協議します。
目指す姿	高齢者の有する能力を生かし、困りごとや地域課題を解決する仕組みづくりを行います。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
協議体開催数(回)	12	4	5	5	5	5
次年度に向けた政策提言数(個)	5	3	3	3	3	3
第8期までの達成状況	地域ケア会議等で把握した地域課題に対して、課題解決のための政策提言（課題解決提案）を協議体や所管課へ行うことで、政策提言につなげることができました。（移動販売車のルート、公民館と連携した人材発掘・育成等）					
その他事業効果	介護事業所において業務が多忙である課題に対して、専門性の無い傾聴やレクリエーション等を高齢者等が行う介護アシスタント活動を導入することで、介護事業所は業務負担が軽減でき、高齢者等は生きがいや社会参加ができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	買い物や居場所といった高齢者の困りごとの他、介護事業所の業務負担と高齢者の役割創出といった異なる課題同士をかけ合わせて解決策とし取り組みました。
今後の方向性	コロナ禍で停滞した地域活動を更に活発化し、介護予防等に取り組む通いの場を地域の拠点として強化します。また、高齢者の移動に関する課題解決に向け、関係機関と公共交通等の制度の住み分けを明確化し、重層的体制整備事業としての仕組みづくりの強化をはかります。

第9期中に達成する目標	介護予防等に取り組む通いの場を地域の拠点とし、住民の困りごと（地域課題）を解決できる小地域活動を推進します。
-------------	--

(9) 高齢者外出支援サービス事業

高齢者の閉じこもり防止及び移動手段確保のため、経済的負担を軽減し、安心して医療、公共機関、買い物等に行くことができる環境を整備するため外出支援券を交付しています。

北部地区、南部地区、中部地区の一部に乗合タクシーが運用されていますが、認知症や身体状況等により乗合タクシーが利用できない高齢者のセーフティネットとなっています。また、高齢者の免許返納後の移動手段の代替にもなっていますが、制度について約6割が「内容は分からぬ」「聞いたことがない」との意見があることから、更に周知をしていきます。

1. 事業の内容

事業概要	身体の状況により運転、公共交通機関の利用、家族による移送が困難な高齢者に対して、タクシー費用の一部又は全部を助成し、生活支援を行います。
対象	住民税が非課税世帯であり、身体状況により運転が不可能で、公共交通機関の利用及び家族による移送が困難な高齢者
手段	居宅と医療機関等の区間の送迎にかかるタクシー費用の一部又は全部を助成します。
目指す姿	経済的な面も含め、安心して医療機関、公共機関、買い物等に行けるようになります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用決定者数(人)	131	156	160	180	180	180
利用延べ数(回)	5,183	5,496	5,680	6,000	6,000	6,000
第8期までの達成状況	高齢者の外出の機会の際の経済的負担軽減を図ることで、安心して外出ができる環境を構築しています。					
その他事業効果	買い物等にも利用できるようにしたことで、外出機会の創出、閉じこもり予防に期待しています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	外出支援券の新年度の配布方法について一部見直しを行い、事務分担の軽減と利用者への速やかな配布を行うことができました。
今後の方向性	公共交通機関とのすみ分けを図るため、公共交通会議にも福祉分野として参加し、高齢者の移動手段の確保に努めます。
第9期中に達成する目標	利用者との公平性と利便性の向上を期すために、本事業について公共交通担当課とも協議しながら隨時見直しを図ります。

(10) 家族介護用品支給事業

在宅で要介護者を介護する家族に介護用品給付券を支給して経済的に支援することで、在宅生活の継続を支援します。

1. 事業の内容

事業概要	在宅で要介護者を介護する家族に対し介護用品給付券の支給を行います。
対象	要介護4・5の高齢者又は要介護3で排尿・排便全介助の高齢者を在宅で20日以上介護する家族（要介護者が住民税非課税であることが要件）
手段	対象者に介護用品給付券を交付し、紙おむつ等の購入を助成します。
目指す姿	家族介護者を経済的に支援することで、在宅でできるだけ長く生活ができるように支援します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用人数(人)	59	56	60	62	64	66
第8期までの達成状況	各年度3月の利用人数は令和3年度 59人、令和4年度 56人でした。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	購入できる店舗が多くあるため、利用者の購入促進につながっています。また、在宅家族介護者の経済的負担の軽減を図ることができました。
--------------	--

今後の方向性	補助を必要としている対象者の方に利用していただくよう周知を図ります。
第9期中に達成する目標	事業を継続できるよう予算確保に努めます。

3 見守りネットワークの推進

(1) ほっとライン体制整備事業

独居高齢者等に対して、緊急通報装置を貸与し、24時間356日体制で委託警備会社が、急病や災害等に対応し、安心して生活を送れるよう支援しています。

平成28年熊本地震において被災し、災害公営住宅等へ入居している方へも緊急通報装置を貸与していますが、貸与期間満了後（災害公営住宅入居後2年間）でも緊急通報装置の貸与が必要な方には、本事業へ移行していきます。

1. 事業の内容

事業概要	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、委託を受けた警備会社が24時間365日体制で、急病や災害等に対応します。
対象	一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等
手段	緊急通報装置を貸与し、委託を受けた警備会社が24時間365日体制で、急病や災害等に対応します。
目指す姿	緊急時に24時間体制で迅速かつ適切な対応を図り、高齢者が自立し、安心した生活を送れるようにします。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用数（人）	97	120	140	160	160	160
利用回数 (受報・発報) (回)	5,902	4,819	4,500	4,800	4,800	4,800
第8期までの達成状況	令和4年度利用回数4,819件のうち、救急搬送12件、連絡・相談476件受け付け、必要時には訪問等を実施しています。					
その他事業効果	月2回、委託事業者から様子伺いの電話をし、定期的な安否確認ができます。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	災害公営住宅等へ入居されている方に対する事業が終了しました。引き続き、必要な方については本事業への移行が完了しました。
今後の方向性	引き続き、緊急時の対応のため本事業を継続する。同じ見守りを目的とする食の自立支援事業とのすみ分けを行い、対象者を明確にします。
第9期中に達成する目標	高齢者が気軽に相談や通報ができる体制を整えます。

(2) 食の自立支援事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に配食ボランティア等が手渡しで給食を届けることで、定期的な高齢者の安否確認を行うとともに、栄養バランスのとれた食事により、食生活の改善と健康増進につながっています。民間事業者との調整を図りながら、今後も継続して実施していきます。

1. 事業の内容

事業概要	調理の困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた給食を配達し、食生活の改善と健康増進を図るとともに配達ボランティア等が手渡しで届けることで、安否確認を行います。
対象	一人暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯等で、自分で食事の調理が困難な高齢者
手段	栄養バランスのとれた給食を配達ボランティア等が手渡しで届け、安否確認を行います。
目指す姿	食生活の改善と健康増進を図るとともに、自立し、安心した生活を送れるようにします。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
利用者数（人）	143	141	140	140	140	140
利用回数（安否確認数）(回)	6,871	5,830	5,800	5,800	5,800	5,800
第8期までの達成状況	在宅の独居高齢者の定期的な安否確認と食の提供を行うことで、安心した在宅生活を送ることができます。					

その他事業効果	ボランティア等が手渡しすることで、安否確認だけでなく高齢者の認知面の低下などの異変にいち早く気づき、早期対応が図れています。
---------	--

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	給食配達の際に安否確認を行うことで、緊急時に早急に対応することができました。
今後の方向性	ほっとライン体制整備事業や民間の配食サービスとのすみ分けを行い、利用者に最も適したサービスを提供できるよう検討して行きます。
第9期中に達成する目標	他の事業や民間サービスとのすみわけを行った結果で、町の現状に適したサービスとなるように事業内容の見直しを図ります。

4 地域包括支援センターの機能向上

(1) 地域包括支援センターの運営について

高齢者人口や相談者が年々増加している状況の中、地域住民の利便性や地域の特性を尊重しながら、住民に身近なところで相談・支援できる拠点としてセンター機能を適切に発揮していく必要があります。

そのため、第8期に引き続き、大津町にとって最適・最善な運営方法を調査研究しながら、今後大津町の方針を定めていきます。

(2) 総合相談支援事業

地域包括支援センターに寄せられる相談では、高齢者の介護や認知症等に関する相談の他に、精神疾患、生活困窮、ペット、ごみ問題、高齢の親が子どもを支える「8050問題」等のさまざまな複合的な課題に関する相談が増加してきています。

世帯全体を包括的に相談・対応することが求められるため、令和3年に本庁舎に包括支援センターも入り、令和4年から重層的支援体制整備事業の一つとして、「ふくしの相談窓口」として、地域包括支援センターの総合相談事業が、各関係支援機関と連携をとりながら、迅速に対応しています。

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
相談件数（件）	1,733	1,494	1,100	1,100	1,100	1,100

第3節 認知症になっても安心して暮らせる体制の構築

1 早期発見・早期対応の体制の構築

(1) 認知症施策推進事業

認知症施策については、平成27年「認知症施策総合推進総合戦略」(新オレンジプラン)、令和元年には「認知症施策推進大綱」、令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。①普及啓発・本人発信支援②予防③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加に重点を置きます。これをもとに、本人や周囲が早く気づき、早期対応できるよう積極的な情報提供を行い、認知症疾患医療センターや地域の関係機関の連携強化を図り、早期発見・早期対応の体制構築を目指します。

なお、施策の実施等に当たっては、認知症基本法に基づいて国が策定する「認知症施策推進基本計画」等で示される内容等を踏まえ、地域の実情に応じて必要な対応を行います

1. 事業の内容

事業概要	住民への情報提供や認知症疾患医療センターと医療・介護の関係機関間の連携を図り、早期発見・早期対応の体制構築を図ります。
対象	住民、認知症疾患医療センター、地域の医療・介護の関係機関等
手段	早期発見や早期対応に関する住民向けの積極的な情報提供や認知症疾患医療センターの協力を得た認知症をテーマとした、医療・介護職向けの継続した学習・研修会に取り組みます。 包括支援センターの認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センターと連携したもの忘れ相談及び認知症初期集中支援チームの対応により、早期発見、専門医の受診につなげます。
目指す姿	本人や周囲が早く気づき、早期対応できるよう積極的な情報提供を行い、認知症疾患医療センターと地域の関係機関間の連携強化を図り、早期発見・早期対応の体制構築を目指します。医療・介護関係機関の連携や地域住民への理解を促進し、早期相談・早期対応の充実を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
対応延べ件数（もの忘れ相談及び初期集中支援）(件)	20	18	32	32	32	32
専門医受診や早期ケアにつながった人数(人)	17	18	20	20	20	20
第8期までの達成状況	認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センターとの連携により早期に受診につなげることができ、適切な医療・介護につなぐことができています。					
その他事業効果	認知症疾患医療センターとの連携により、専門医や医療連携室相談員の助言を受けることができ、受診や介護サービスの導入につながっています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	認知症地域支援推進員や認知症疾患医療センターとの連携により受診や介護サービス等につながりました。
今後の方向性	相談や医療につながった時点で認知症の中度～重度のケースが多くみられます。認知症が住民にとって身近なものであることを感じ、早期相談できるよう、継続的に住民への普及啓発を検討する必要があります。
第9期中に達成する目標	認知症疾患医療センターや地域の医師会、薬剤師会等と連携し認知症に関する研修会の開催を検討します。また、認知症ケアパスを介して、地域の医療・介護関係機関、認知症地域支援推進員間の連携強化を図り、早期相談・早期対応の体制づくりを目指します。

2 認知症の人や家族介護者への支援

(1) 誰もが気軽に立ち寄り、活躍できる地域を目指して

認知症の人の介護者の負担軽減や生活と介護の両立が図れるよう、認知症の人及びその介護者が集う認知症カフェの取り組みを推進します。

1. 事業の内容

事業概要	認知症の人とその家族、地域住民や専門職などが気軽に集うことができる認知症カフェ等を設置し、認知症の人とその家族が安心して過ごすことができる場を創設します。
対象	住民、医療・介護関係機関、認知症の人と家族の会、認知症サポーター等
手段	認知症カフェ等により、認知症の人やその家族が過ごし、社会参加や就労支援につながる場を創設します。
目指す姿	身近な地域で認知症のカフェ等の創設により、認知症の人やその家族の社会参加や就労支援につながる場になることを目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
開催回数（回）	0	1	6	6	6	6
設置箇所数（箇所）	0	1	2	3	3	3
第8期までの達成状況	町の公共施設と共同で認知症に関する上映会と懇談会を開催しました。認知症カフェに参加したことが無い本人や家族、介護者、認知症サポーターの参加につながりました。					
その他事業効果	認知症の人とその家族等が気軽に集うことができる場を設けることができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	認知症サポーター養成講座受講後の受講者の活躍できる場所を提供しています。
今後の方向性	認知症の本人や家族が気軽に集まれ、語らいができる場を検討する必要があります。
第9期中に達成する目標	認知症の本人や家族が、気軽に立ち寄られる認知症サポーターによるカフェ等の設置を目指します。

3 地域住民等による支援体制の整備・広報啓発活動の推進

(1) 認知症の人に優しい地域づくりを目指して

認知症バリアフリーの推進として、生活のあらゆる場面で、認知症になってからもできる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく「認知症バリアフリー」の取り組みを行っています。また、認知症の人が安心して外出できる地域の見守り体制や認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築「チームオレンジ」の構築、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進します。

若年性認知症の人への支援として、若年性認知症支援コーディネーターの充実等により、若年性認知症の人の支援を推進します。また、認知症の社会参加活動を推進します。

1. 事業の内容

事業概要	認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを構築します。
対象	住民、大津町キャラバン・メイト、認知症サポーター等
手段	認知症サポーター養成講座を小中高等学校、企業、一般住民向けに積極的に実施し、さらなるスキルアップを目指すアクティブサポーターの養成研修を行います。
目指す姿	認知症の正しい知識や適切な対応について普及啓発し、地域で認知症の人やその家族を見守る、認知症サポーター・アクティブサポーターを養成し、やさしい地域づくりの担い手」を増やし、「チームオレンジ」の構築を推進します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
スキルアップ 講座実施回数 (回)	1	0	1	1	2	2
延べ活動者数 (人)	19	0	26	30	40	50
第8期までの 達成状況	各世代に応じた内容を検討し、養成講座を実施しました。認知症のことを知る・考えるきっかけづくりにつなげています。					
その他事業効果	大津町キャラバン・メイトと資料づくりや講座内容を企画し、各世代に応じた講座を行うことができています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	大津町キャラバン・メイトを中心に年代に応じた資料づくりや企画を行うことで、認知症の理解度アップにつながり、認知症サポートへの養成研修を行っています。
今後の方向性	認知症の人や家族を見守る、認知症サポートーやアクティブセンターを養成し、やさしい地域づくりの担い手を増やします。
第9期中に達成する目標	認知症の人やその家族等への具体的な支援につながる仕組みづくり「チームオレンジ」の整備に向けた検討を行います。

(2) 認知症高齢者等の見守り事業

認知症は誰もがなりうるものであり、生活に身近な地域、企業、警察、行政等の関係機関で見守るネットワークづくりの構築により安心できる日常のくらしを続けられる地域を目指します。

また、令和元年度からに大津町と民間企業や団体が「高齢者等見守りネットワーク協定」を締結し、普段の業務や関わりの中で気づいた異変を地域包括支援センターに連絡することで、早期に相談や介入することを目指します。令和5年現在、町内で活動する26の団体と協定を結んでいます。

1. 事業の内容

事業概要	認知症の人とその家族等を地域全体で見守るネットワークを構築します。
対象	住民、地元企業、大津警察署等
手段	あんしん声かけ訓練やあんしん声かけネットワーク（大津警察署への事前登録）、ＩＣＴを活用した見守りツールの普及・啓発や地域や企業等における認知症サポートーの養成に取り組みます。
目指す姿	大津警察署や町、「見守りネットワーク」の協定を締結した地元企業等との連携を図り、安心できる日常のくらしを継続できる地域を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
認知症サポーター養成講座実施回数（回）	9	9	15	20	20	20
延べ参加者数（人）	388	604	650	700	700	700
第8期までの達成状況	大津警察署から町に認知症高齢者等の情報提供を受け、あんしん声かけネットワーク登録につなげ、早期支援につながりました。また令和3年度よりICTを活用した見守りツールを導入し、認知症高齢者等の早期対応に努めています。					
その他事業効果	町が情報提供したあんしん声かけネットワークによる事前登録により、不明人の早期発見につながっています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	町、大津警察署と双方に認知症高齢者等の情報共有ができ、早期対応につなげました。 地域における見守り力向上に向け、認知症サポーター養成講座や声かけ訓練を実施。動画による声かけ訓練を作成しました。 町内の26団体と見守りネットワーク協定を締結し、地域の見守り力向上につなげることができました。
今後の方向性	認知症は、誰もがなりうるものであり、地域における見守り力向上の為、今後も認知症サポーター養成講座やICTを活用した見守り訓練等を継続して取組みます。
第9期中に達成する目標	高齢者等見守りネットワークの参加企業や団体を増やします。

（3）みんなの愛読書「大津町認知症ケアパス」を目指して

医療・ケア・介護サービス・介護者への支援を目的とし、認知症の基礎知識や段階に応じた支援の内容、相談窓口等をまとめたものが認知症ケアパスです。

本町では軽度認知障害（MCI）の自己セルフチェックや認知症の発症及び重症化予防に必要な内容を掲載しています。

まずは手にとってもらい、認知症を知るきっかけとなる内容を目指します。第9期中に更新し、9月の世界アルツハイマー月間に合わせて、町内の医療・介護関係機関に配布を行いました。随時新しい情報等を掲載し更新していきます。

4 高齢者虐待防止対策の推進

高齢者虐待については、平成17年に高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律「高齢者虐待防止法」施行され平成18年以降増加傾向にあり、対策が急務となっています。

①高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化として、広報、普及啓発、ネットワーク構築、府内連携、行政機関連携及び調整が必要です。②養護者による高齢者虐待への対応強化については、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導、助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組む。また、養護者に該当しない者による虐待やセルフ・ネグレクト等の権利侵害の防止にも取り組みます。③養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応強化については、県と協働で虐待の防止に取り組みます。

(1) 介護サービス相談員派遣事業について

令和2年度以前は、施設等に介護サービス相談員を派遣し、入所者と会話をする中で日頃感じている不満や疑問などの相談に対応していました。何らかの問題が生じた場合の事後的な対応ではなく、苦情に至る前に利用者から直接聞き取って施設側に相談することで、サービスの質の向上と利用者の権利擁護を図っていました。

令和3年度以降はコロナ禍のため活動ができていない状況です。今後は介護サービス相談員の確保について県へ要望し、大津町の方針を定めていきます。

1. 事業の内容

事業概要	施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者の不満や不安等の解消及び介護サービスの質の向上につながるよう支援を行います。
対象	介護サービス利用者及び家族
手段	施設等に介護サービス相談員を派遣し、利用者の相談に応じることや、生活の観察を行い、問題の早期発見や利用者と事業所の橋渡しの役割を担います。
目指す姿	利用者の権利擁護とサービスの質向上を目的とします。

5 成年後見制度の利用促進に向けた取組

成年後見制度は高齢者の権利擁護、虐待防止を図る上で重要な制度であり、認知症高齢者や独居高齢者の増加に伴い、判断能力が不十分な人のために、より一層の利用促進を図る必要があります。

成年後見制度利用促進法に基づいた成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本の方針は第3期大津町地域福祉計画・地域福祉活動計画に定めていますが、具体的な施策は第二期成年後見制度利用促進基本計画を元に本計画に記載します。

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人（財産管理や必要なサービスの利用手続きを自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず、必要な支援を受けられない人や虐待を受けている人など）の発見に努め、速やかに必要な支援に結びつけるため、関係部署や機関との地域連携ネットワーク構築を図ります。

令和4年2月に大津町権利擁護ネットワーク協議会を設置し、①本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者と後見人を一つの「チーム」として支え・関わる体制と、②法律・福祉の専門職団体や関係部署・機関が協力してチームを支援するため連携・強化を協議し、多職種間での地域課題の検討・調整・解決を行っていきます。特に、法人後見事業へ助成を令和4年から開始し、後見人とのマッチング強化や、市民後見人の育成等の人材育成と広報を行いながら、後見、司法をより身近なものに捉えていただけるように取り組みます。

第9期計画期間では、権利擁護ネットワーク協議会に加え、権利擁護支援チームを活用した具体的な個別事案の対応や後見人サポートを行っていきます。

(2) 中核機関の設置

住民が身近な地域で成年後見制度の利用について相談でき、地域連携ネットワークを構築し、適切に運営していくためには、中核となる機関が必要となります。

令和3年度に地域包括支援センターに中核機関の事業を手順化し、相談機能や関係機関と連携強化を行いました。

1. 事業の内容

事業概要	地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて全体構想の設計と、その実現に向けた進捗管理・コーディネートを行います。
対象	住民・関係機関
手段	相談支援、成年後見制度利用促進に向けた広報、制度利用の検討・協議、書類作成の助言、後見人等の選任後における支援の調整を行います。
目指す姿	成年後見制度をより使いやすく、親族の申請書類記入のサポートをします。成年後見制度の普及に向け広報を行います。市民後見人の育成や支援等のサポートを行います。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
広報活動（件）	2	2	2	2	2	2
相談件数（件）	12	21	30	40	40	40
第8期までの達成状況	令和3年度に中核機関を設置し、令和4年2月から「大津町権利擁護ネットワーク協議会」を開催。合計3回の開催を行いました。また、困難な個別ケースの解決や後見人候補者のマッチングに向けた「権利擁護支援チーム会議」も開催しました。					
その他事業効果	窓口の広報活動等を行いながら、大津町権利擁護ネットワーク協議会を開催することで、関係機関への事業周知等を行いました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	中核機関と連動し、町に相談窓口があることで町長申立てだけではなく、親族申立てにつなげることや認知症高齢者が孤立せず、関わりを継続するケースが増えました。
今後の方向性	権利擁護支援チームを活用し、町長申立ての必要性や後見人とのマッチング機能も拡充や成年後見申立ての適正な運用も検討していく予定です。又、報酬助成の拡充についても関係課と協議し検討を行っていく予定です。
第9期中に達成する目標	権利擁護支援チームと連携し、町長申立ての適正運用やマッチング機能の向上を行います。

(3) 成年後見制度利用支援事業

認知症や障がい等により判断能力が不十分で日常生活を営むことに支障があり、申立てを行う親族がいない場合や虐待等で本人の権利が侵害されている場合に、町長が申立てを実施し、高齢者等の権利を確保します。

1. 事業の内容

事業概要	成年後見制度の利用ため裁判所に申し立てを行う際に申し立てを行う親族がいない等の場合に町長が申し立てを行います。また、町長が申し立てた結果、成年後見制度を利用することになった場合、成年後見人に報酬を支払う決定がなされたものの支払う事が出来ない人に対して報酬の一部を助成します。
対象	成年後見の申し立てを行う親族がいない人
手段	町長が親族等に変わって申し立てを行います。
目指す姿	成年後見制度を利用し本人の保護と権利擁護を図ります。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
広報活動（件）	2	2	2	2	2	2
町長申立て制度利用（件）	4	1	3	4	4	4
第8期までの達成状況	中核機関と連動することで、親族申し立てに関するサポートや弁護士や司法書士等専門職へのつなぎができました。また、町長申立て後の後見人へのフォローもでき、その後の経過支援も継続して行いました。					
その他事業効果	専門職への繋ぎから連携回数も増え、情報のやり取りもスムーズになりました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	中核機関と連動し、専門職との連携をしながら利用支援事業の利用拡充に向けた動きを行いました。利用支援事業だけではカバーできない扱い手不足の部分においては、大津町社会福祉協議会へ法人後見補助事業の開始を行うことができました。
今後の方向性	中核機関や法人後見事業と連携し、適正な運用を行いながら、要望のあがっている利用支援事業の対象者の拡充を検討して行きます。

第9期中に達成する目標	運用の見直しに向けて、県や関係課と連携・協議を行います。
-------------	------------------------------

第4節 在宅で安心して暮らし続けるための医療と介護の連携・在宅医療基盤の充実

1 医療と介護をはじめとした多職種連携体制づくり

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく提供するために医療や介護の協働・連携の推進を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	医療・介護の多職種の連携を実現するために、多職種を対象としたグループワーク等の方法で多職種連携・協働に関する研修を行います。
対象	医療・介護関係者、保健所、地域の医師会等の関係機関
手段	地域の医療・介護関係者等を対象とした意見交換や学習会等を介し、双方の役割の理解につながり、顔の見える連携を目指した取組みを行います。
目指す姿	在宅医療及び介護が円滑に切れ目なく提供される仕組みの構築を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
研修実施回数(回)	1	1	1	2	2	2
延べ参加者数(人)	60	66	70	100	100	100
第8期までの達成状況	多職種連携研修会を行い、在宅医療・介護に関わる多職種の連携を深め、双方の役割の理解や顔の見える関係づくりにつながっています					
その他事業効果	在宅医療・介護連携推進会議にて多職種連携に向けた取組や研修会の企画等について検討することができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	コロナ禍でしたが、R3年度は認知症家族の方からの講演、R4年度は在宅医療を実際されている医師による研修会を実施しました。認知症家族の方からの講演は、本人と家族への支援の必要性を学んでもらうことができました。また、研修会において、グループワークを通して、多職種間の顔の見える関係づくりにつなげることができました。
今後の方向性	医療に関わる参加者が少ない状況の為、医師会や保健所等の協力を得ながら、医療側の参加者を増やし、医療・介護関係者が双方の専門性や役割等への理解を深め、在宅医療と介護の連携が促進されるような研修を企画し、参加を呼びかけます。
第9期中に達成する目標	今後も定期的に会議や研修会を実施します。認知症に関する支援や在宅医療、在宅での看取りをテーマとした研修会や学習会の開催を行っていきます。

2 ICTツールを活用した医療・介護の連携推進

(1) くまもとメディカルネットワーク

参加者が「くまもとメディカルネットワーク」への参加に同意し、情報共有・閲覧を許可した利用施設間でのみ、病歴や処方歴、検査情報（画像含む）等の診療情報、介護に関する情報を共有することができ、ICT（情報通信技術）による迅速かつ円滑な多職種間の連携により、医療・介護サービスの提供に活かすことができます。

令和3年度より導入した、ICT（情報通信技術）を活用し、町民や医療・介護関係機関へ普及啓発を行いました。令和4年度は、登録者数の増加がみられ、今後も継続的に普及啓発に努めます。

3 在宅での看取り等に関する広報・啓発活動の推進

町作成「わたしの想い出つづり」の活用や研修会、セミナーなどを通じて、「在宅での看取り」について普及啓発を行います。

本人、家族、支援者が十分に認識・理解し、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるよう支援を行います。

1. 事業の内容

事業概要	看取りに関する事例集の作成や研修会、セミナー、出前講座等による普及啓発を行います。
対象	住民、医療・介護関係者
手段	町民アンケート結果、大津町在宅医療・介護連携推進会議委員や関係機関と協力し内容を検討します。
目指す姿	人生の最終段階における望む場所での看取りの実現に向けた支援を行います。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
看取りに関する周知・啓発の機会(回)	6	30	36	40	40	40
自宅や施設等で最期を迎えた方の割合 第7次菊池地域保健医療計画より ※(人口動態調査)(%)	22.7			25	25	25
第8期までの達成状況	町版エンディングノート「わたしの想い出つづり」を作成し、人生の最終段階において、望む場所での看取を行えるように、介護予防事業で周知啓発をしました。					
その他事業効果	在宅医療・介護連携相談員の配置により、町民や医療・介護関係者からの相談対応に応じることができました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	町版エンディングノートを活用し、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるよう普及啓発ができました。
今後の方向性	「看取り」に関する相談を受けた際、本人、家族の不安や疑問の対応に少しでも見通しを抱くことにつながる資料作成の検討が必要です。また、多職種間で「看取り」について意見交換できる研修会の企画等も必要です。
第9期中に達成する目標	「わたしの想い出つづり」を軸とした出前講座を行い、本人、家族、支援者が十分に理解し、人生の最終段階において望む場所での看取りを行えるよう周知啓発に努めます。また、多職種が「看取り」について学び意見交換できる研修会等も行っていきます。

第5節 多様な住まい・サービスの整備促進

1 高齢者のニーズに応じた居住環境の整備

今後、独居の困窮者・高齢者等の増加が見込まれる中、住み慣れた自宅で生活を継続するには、高齢者にとって安全な環境であることが必要です。段差や、手すりがないなどの状況では、かえって転倒による骨折などで重度化してしまい、施設入所を選択せざるを得ない状況になってしまいます。

改修を行う際は、リハビリ専門職による動作確認を事前に行うよう、ケアマネジャーに働きかけを行います。

(1) 介護保険住宅改修申請支援事業助成金

住宅改修のみを希望し、その他の介護(予防含む)サービス等の給付を受けない要支援・要介護者が住宅改修費の給付を受けるために町へ提出する「理由書」をケアマネジャーが作成した場合、ケアマネジャーへ1件あたり2,000円を助成します。

1. 事業の内容

事業概要	住宅改修理由書を作成したケアマネジャーに作成費用を助成します。
対象	ケアマネジャー
手段	1件当たり2,000円の作成費用をケアマネジャーに助成します。
目指す姿	住宅改修のみを希望する要支援・要介護者が住宅改修費の給付をスムーズに受けることができるることを目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
申請件数（件）	5	2	5	5	5	5
申請率（%）	100	100	100	100	100	100
第8期までの達成状況	ケアマネジャーに周知を図り、令和3年度に5件、令和4年度に2件の実績がありました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	住宅改修の必要性をケアマネジャーが確認することで、住宅改修の適正な実施を図りました。
今後の方向性	動作確認の重要性をケアマネジメント方針に記載します。
第9期中に達成する目標	理由書の作成を行ったケアマネジャーの申請漏れが無いよう、申請率100%を継続します。

(2) 高齢者住宅改造助成事業

在宅で生活する要支援・要介護者が、住環境の整備が必要と認められる大規模な改修を行った場合に、住宅改造に係る費用の一部を補助し、できるだけ長く在宅で自立した生活が送れるように支援します。

1. 事業の内容

事業概要	住宅の大規模な改修等が必要な高齢者に改修費用の一部を補助します。
対象	在宅で生活する要支援・要介護者
手段	住宅改修に係る費用の一部を補助します。
目指す姿	住環境を整備し、できるだけ長く在宅で自立した生活ができるようを目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
利用者数（人）	1	0	1	1	1	1
第8期までの達成状況	令和3年度に1件の実績がありました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	費用の一部を補助することで、利用者の経済的負担軽減を図るとともに、自宅で自立した生活を継続することで、介護給付費の削減にもつながりました。
今後の方向性	県の補助金を活用し補助を継続します。

第9期中に達成する目標	ケアマネジャーに制度の周知を行い、自立支援に向けた適切な住宅改造の申請につなげていきます。
-------------	---

2 施設や多様な住まいにおける生活環境改善等の推進

(1) 介護基盤緊急整備特別対策事業補助金

新たな施設を設置・改修等を行う事業者に対して、施設整備に係る費用を補助し、施設整備を推進することにより、介護サービスの選択肢の幅を広げます。

1. 事業の内容

事業概要	施設整備に係る事業者への補助金				
対象	新たに施設を設置又は改修等を行う事業者				
手段	整備に係る費用の一部又は全部を補助します。				
目指す姿	施設整備を推進し、サービスの選択肢の幅を広げます。				

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
施設の整備数(件)	0	1	1	1	1	1
第8期までの達成状況	看取り環境の整備や多床室の個室化への補助を行いました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	補助金を活用し施設の環境を整備することで、介護サービスの充実を図ることができました。
今後の方向性	事業者からの要望を聞きながら、多方面な整備に補助金を活用していきます。
第9期中に達成する目標	補助金の申請漏れが無いよう、制度の周知を図り、事業者との情報共有に努めます。

(2) 老人保護措置委託

経済的・環境上の理由から在宅で生活することが困難な高齢者が安心して生活できるよう養護老人ホームに入所措置を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	経済的・環境上の理由から在宅で生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所措置を行います。				
対象	65歳以上の高齢者で生活環境上の理由及び経済的な理由により、居宅における生活が困難な人				
手段	措置対象者であるか調査を行い、菊池圏域老人ホーム合同入所判定委員会に諮って、養護老人ホーム等に入所を行います。				
目指す姿	環境上の理由や経済的な理由により、居宅で生活が困難な高齢者が安心して老後の生活ができるようにします。				

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
新規措置者数(人)	1	0	1	1	1	1
第8期までの達成状況	在宅で生活することが困難なケースについて措置入所を行いました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	措置入所を適切に実施することができました。
今後の方向性	養護老人ホームと連携を図り、スムーズな措置入所ができるよう体制を整えます。
第9期中に達成する目標	経済的困窮者や住環境により措置が必要とされる高齢者が入所できるよう取り組んでいきます。

第6節 介護人材の確保とサービスの質の向上

1 多様な介護人材の確保・育成

国は、介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止などの取り組みを推進しており、本町はその周知に努めます。また、県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を推進していきます。

2 介護現場の負担軽減と定着促進

「生活支援コーディネーター」と「就労支援コーディネーター」が協力して介護アシスタントの養成を行います。

また、マッチングにおいては、「就労的活動支援コーディネーター」がその役割を担い、介護施設等との定期的な情報交換会を活用して、より魅力ある施設づくりに協働して取り組みます。

介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進については、国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を推進していきます。

1. 事業の内容

事業概要	介護予防サポーター養成講座をはじめとする受講生や高齢者の社会参加として、施設等で介護アシスタントとしてボランティア活動できるようにマッチングを推進します。
対象	介護保険事業所等の施設
手段	施設の業務のうち介護アシスタントで可能な活動の切り出しを行い、講座を受講した介護アシスタント等をマッチングさせる。また、ＩＣＴの利活用について検討します。
目指す姿	介護の現場で活動することで社会貢献や自身の介護予防等に取り組み、受け入れを希望する施設が増加することで、専門職である介護職員の負担が軽減することを目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
養成講座参加者数（人）	11	25	33	50	50	50
介護アシスタンント人数（人）	3	7	25	30	30	30

第8期までの達成状況	就労的活動支援コーディネーターが町内介護保険事業所を巡回し、9施設で介護アシスタントの業務の切り出しを行い、介護アシスタントをマッチングした。
その他事業効果	介護保険サービス利用者やプログラム終了後から介護アシスタントとして活動する者もあり、高齢者の社会参加や生きがいとしても効果がある。

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	就労的活動支援コーディネーターが介護アシスタントで行える業務の切り出しや養成講座・説明会等を体系化させました。
今後の方向性	町内の施設等へ介護アシスタントの説明を行い、受け入れる施設等を増大させる。介護アシスタントの養成やマッチング機能について効果的な方策について検討します。
第9期中に達成する目標	町内全ての介護保険事業所への説明を行い、受け入れ事業所を増やします。介護アシスタントへ介護に関する知識の他に高齢者虐待防止について研修を行い、高齢者虐待を未然に防ぎます。

3 事業所の適切な指定と指導監督

(1) 事業所の運営指導と集団指導

町が指定し指導監督する地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所に対して運営指導と集団指導を行うことで、利用者の自立支援と尊厳の保持、また介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	町が指定し指導監督する地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所に対して運営指導と集団指導を行います。
対象	町が指定し指導監督する地域密着型サービス事業所と居宅介護支援事業所
手段	運営指導は事業所に職員が赴き、人員基準や設備の確認及び報酬請求指導を行います。集団指導は介護保険法の趣旨目的の理解促進・指定事務等の制度説明・好事例等の紹介・非常災害対策等の周知などを行います。
目指す姿	適切な指定と指導監督を行うことにより、利用者の保護とサービスの質の向上や介護保険制度への信頼確保を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
運営指導件数(件)	5	6	4	3	5	4
第8期までの達成状況	計画通りに運営指導を実施し、介護サービスの質の向上のため指摘事項を文書にて通知しました。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	給付費の請求が正しく行われているか等を確認し、誤りについては是正を求めました。
今後の方向性	運営指導については指摘事項の漏れが無いよう行なっていきます。また、集団指導については引き続きオンラインで実施します。
第9期中に達成する目標	研修に参加するなどして職員の指導監督に関するスキルアップを図ります。

(2) 介護保険低所得者対策事業

生活保護受給者や生計困難者の介護サービス利用控えを避けるべく、介護サービスの利用者負担額を軽減した社会福祉法人に対して補助を図り、社会福祉法人の公益的取り組みを推進します。

事業概要	対象となる利用者に「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を発行し、実際に軽減を行い、一定額以上に至った場合に社会福祉法人からの申請により補助します。
対象	生活保護受給者や生計困難者が利用する、介護保険サービスの利用者負担額を軽減した介護保険サービス事業所を運営する社会福祉法人
手段	対象となる利用者に「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」を交付し、実際に軽減を行い、一定額以上に至った場合に社会福祉法人からの申請により補助します。
目指す姿	経済的に困窮した高齢者が介護サービスの利用を控えるような事態にならず、かつ、社会福祉法人の公益的な取り組みを推進します。

4 要介護認定の適切な運営

(1) 介護認定調査

介護認定申請後に認定調査員が訪問による調査を行い、高齢者本人と家族に高齢者の心身の状態を確認します。

7人体制で調査を行っており、引き続き認定調査員の適正な人員の確保に努めるとともに、研修を受講することで認定調査の資質の向上を目指します。

事業概要	介護認定調査員による認定調査を行います。
対象	介護保険サービスの利用を希望する大津町介護保険の被保険者
手段	認定調査員が申請者を訪問し、基本調査 74 項目について調査を行います。
目指す姿	公平公正で正確な調査を行うことで、認定結果に対する疑義が生じない状態を目指します。

(2) 介護認定審査会

菊池広域連合が実施する介護認定審査会では、認定調査員による聞き取り結果と主治医の意見書をもとに介護認定の最終判定が行われます。高齢者の増加に伴う、介護申請数の増加にも十分対応し、介護保険制度の適正な運営をすべく介護認定審査会調整担当を配置し業務分担体制を図ります。

事業概要	菊池広域連合で認定審査会を実施するための事務を行います。
対象	大津町介護保険の被保険者
手段	介護保険運営に係る事務を行います。
目指す姿	介護保険制度の適正な運営をします。

5 介護給付費の適正化に向けた取組

(1) 介護給付費等費用適正化事業

国保連帳票及びケアプラン点検を行い、適正な介護給付費の支払いを確保し、自立支援型ケアマネジメントを徹底することにより、給付費の適正化を図ります。

1. 事業の内容

事業概要	給付費請求に関する帳票の点検とケアプラン点検を行います。
対象	介護保険サービス事業者及びケアマネジャー
手段	熊本県国民健康保険連合会が作成する帳票を活用した給付費請求に関する点検と、ケアマネジャーが作成するケアプランを確認し、よりよいケアプランになるよう検討を行います。
目指す姿	介護給付費の不正又は誤った請求をなくし、すべてのケアマネジャーが自立支援型ケアマネジメントを作成できるようになることで、高齢者の生活の質が向上するとともに給付費の適正化ができる状態を目指します。

2. 事業活動と成果

指標	第8期			第9期		
	実績		見込み	計画		
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
ケアプラン点検数（件）	20	20	20	20	20	20
6評価項目平均点（2点満点）（点）	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.8
第8期までの達成状況	給付費請求に関する帳票の点検は 100%実施しており、ケアプラン点検は毎年継続して実施できています。					

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	ケアプラン点検やヒアリングを積み重ねることで、ケアプランの記載内容がより具体的になりました。また、町の助言をもとに適正なケアマネジメントの実践に努めるケアマネジャーが増えています。
今後の方向性	引き続き精査・助言を必要とする事業所やケアマネジャーを中心として点検を行っていきます。
第9期中に達成する目標	大津町独自の6つの評価項目（基本事項、アセスメントシート、第1表、第2表、第3表、第4-6表）の平均点が1.8まで上がるようケアマネジャーのスキルアップを支援します。

大津町では第9期において、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業についての目標を定め、介護給付適正化の推進に取り組みます。なお、取組状況については公表することします。

主要3事業	保険者の取組目標	数値目標
要介護認定の適正化	委託による認定調査の点検	点検率 100%
	e ラーニングシステムの登録と活用	登録率 100%
	認定調査員の研修実施	年1回以上
ケアマネジメントの適正化	課題整理総括表を利用した居宅サービス利用者のケアプラン点検	点検率 5%以上
	地域ケア会議等を活用したケアプラン点検	実施月数 6月
	住宅型有料老人ホーム等入居者のケアプラン点検	点検率 5%以上
	施行前点検	点検率 100%
	建築・リハビリ専門職による施工前点検の体制構築	点検率 100%
	福祉用具購入・貸与調査	軽度者（要支援、要介護1）の福祉用具貸与点検 点検率 100%
縦覧点検・医療情報との突合	縦覧点検の実施	全月点検
	医療情報突合の実施	全月点検

第7節 防災と感染症対策

1 災害時の緊急対応

(1) 福祉避難所の設置

日頃から介護保険事業所と連携し、介護事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行うなど、災害時であっても必要な介護サービス継続的に提供できる体制を構築することが重要です。このために、介護事業所等で策定している災害に関する具体的計画を定期的に確認するとともに災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促し、必要な助言及び適切な支援を行うことが必要です。

1. 事業の内容

事業概要	災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築することは重要であり、指定基準により、全ての介護サービス事業所を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等が義務付けられています。管内の介護サービス事業者に対し必要な助言、適切な援助を行います。
対象	避難行動要支援者 福祉避難所の協定を締結している施設等（8施設、1学校）
手段	福祉避難が必要な人をあらかじめ把握できるよう、避難行動要支援者個別計画の作成を推進します。また、福祉避難所の協定を締結している施設と、平常時から連絡会を開催することで、連携体制を強化します。
目指す姿	避難行動要支援者がスムーズに福祉避難所を利用できるよう、ケアマネジャー・福祉避難所・町（地域包括支援センター・福祉課・防災交通課）の連携体制の強化を図ります。

2. 事業活動と成果

第8期までの達成状況	平成28年の熊本地震では、4か所の福祉避難所に延べ2,276人の受け入れを行いました。その後も、台風等の際に受け入れを行っています。
その他事業効果	ケアマネジャーが、平常時の支援だけではなく、災害時の対応も考慮してケアプランの作成を行っています。

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	大津町老人福祉センターに福祉避難所を開設する体制ができています。R2～R4には、町の防災訓練において、福祉避難所受け入れ訓練を行いました。
今後の方向性	介護サービス事業所において、業務継続計画等が策定されているか、防災に関する研修や訓練が実施されているか確認し、必要な助言や適切な援助を行います。
第9期中に達成する目標	民生委員、行政区嘱託員、福祉推進員、ケアマネジャーと協力し円滑な避難誘導ができる様に、日頃から意思の疎通を深め、一般避難所での避難生活が困難な高齢者等に対して、福祉避難所へ避難誘導することで安心して避難できる体制整備を図ります。避難行動要支援者の担当課である福祉課と連携し、個別計画の策定についてケアマネジャーと協力して進めます。また、防災交通課と連携し、必要な福祉的配慮の内容を協議し、一般避難所の機能向上を進めます。

2 感染症予防対策の推進

(1) 介護保険施設等における感染症対策の強化

日頃から介護事業所と連携し、感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症発生時の代替サービスの確保に向けた連携体制の構築等を行うことが重要です。介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するための備えが講じられているかを定期的に確認するとともに、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるように感染症に対する研修の充実が必要です。感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制の整備、さらに、介護事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備が必要です。

加えて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」等を踏まえ、高齢者施設等が感染症への適切な対応を行うことができるよう、介護保険担当部局は必要に応じて平時から関係部局・関係機関と連携することが重要です。

1. 事業の内容

事業概要	感染症予防対策に関する情報や、県の各種補助金の情報を提供し、施設の感染症対策強化を支援します。
対象	介護保険施設、介護サービス事業所等

手段	メールによる通知やホームページによる情報提供を行います。
目指す姿	感染症が発生しても介護サービス等の提供を継続できる施設づくりを目指します。

2. 事業活動と成果

第8期までの達成状況	新型コロナウイルス感染症に関する情報は全てホームページに掲載し、特に重要なものは施設等に直接通知しました。新型コロナ感染症における介護施設への支援物資の提供、情報提供、新型コロナワクチンの高齢者施設接種等を実施しました。
------------	--

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	新型コロナウイルス感染症対策室と連携し、高齢者施設接種を実施することで感染拡大防止に努めました。
今後の方向性	感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できるよう、業務継続計画等が策定されているか確認し、必要な助言及び適切な援助を行います。
第9期中に達成する目標	各事業所が業務継続計画に基づき、感染症の流行があっても介護サービス等の提供を継続できる体制づくりを目指します。

（2）感染症の拡大防止のための必要備品の備蓄と配布

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、高齢者や町内介護保険サービス事業所等に配布するための衛生用品について備蓄し、必要時に配布できる体制を整えています。また、各事業所等が、町からの配布を待たずして一時的に凌ぐことができる必要数を、常に備蓄している状態を保つよう促進していきます。

1. 事業の内容

事業概要	感染症拡大防止策として、衛生用品を備蓄し、提供配布できるように必要量の把握と体制整備を図ります。
対象	高齢者や町内介護保険サービス事業所等
手段	衛生用品を備蓄し、感染症流行時に高齢者や事業所に向けて配布を行い、安全な事業運営を支援します。
目指す姿	各事業所等が必要な分は常時備蓄できており、クラスター発生などの特別な状態に陥った場合に町が追加的に供給する状態を目指します。

2. 事業活動と成果

第8期までの達成状況	町の備蓄分、県からの提供分、企業からの寄付による衛生用品の配布を行いました。
------------	--

3. 事業評価と今後の取組

第8期までに解決した課題	新型コロナウイルス緊急対策支援事業を活用することで、事業所に衛生用品等の備蓄を進めました。
今後の方向性	平常時に使用する分は事業所が常時備蓄し、クラスター発生など特別な状態に陥った場合に町が追加的に供給します。
第9期中に達成する目標	事業所の衛星用品の備蓄率 100%を目指します。